

○北九州市第1号訪問事業及び第1号通所事業（短期集中予防型）の実施に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項第1号イ及びロに規定する第1号訪問事業および第1号通所事業のうち、保健・医療の専門職による短期間集中的に行う、訪問および通所を組み合わせた事業（以下「短期集中予防型」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「指針」という。）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」。以下「要綱」という。）の例による。

（目的）

第3条 短期集中予防型は、第5条第1項に規定する要支援者等に対して、日常生活に支障のある生活行為を明らかにするためのアセスメント訪問を行い、その個別性に応じて、通所において必要な予防サービスを短期集中で実施することにより、日常生活に支障のある生活行為を改善し、その居宅において自立した活動的な生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

（実施主体）

第4条 事業の実施主体は、北九州市とする。ただし、法第115条の4第4項の規定により、省令第140条の69に基づき適切に事業が実施できると市長が認めた者に委託することができる。

2 事業の実施に関する必要事項は、別に定める。

（対象者）

第5条 対象者は、要支援者及び事業対象者（以下「要支援者等」という。）とする。

2 要支援者とは、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるものをいう。

3 事業対象者とは、65歳以上の被保険者であって、市長が定める要件を満たすことが認められ、地域包括支援センターに対し介護予防ケアマネジメントを依頼した者のうち居宅において支援を受けるものをいう。

(事業の内容)

第6条 短期集中予防型の内容は、次に掲げる内容について、おおむね5ヶ月の期間において行うものとする。

(1) アセスメント訪問・評価訪問

理学療法士又は作業療法士が、利用者の居宅に訪問することにより、提供されるサービスで、生活機能評価及び生活行為に関する相談、助言等を行うもの。

(2) 通所サービス

保健・医療の専門職により短期集中で運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上に係るプログラムを提供するサービスで、おおむね3ヶ月の期間において行うもの。

(3) OB・OG会

第2号の修了者に対し、保健・医療の専門職により、日常生活での主体的な介護予防活動の定着、習慣化に向けたプログラムを提供するサービスで、おおむね2ヶ月の期間において行うもの。

(指導及び監査)

第7条 市長は、短期集中予防型の適切かつ有効な実施のため、短期集中予防型を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(費用負担)

第8条 要支援者等は、短期集中予防型の利用に対して、別表の負担基準により、要する費用を負担するものとする。

2 費用の徴収に関する必要事項は、別に定める。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、短期集中予防型の実施に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

対象者	通所サービス (1ヶ月あたり)	OB・OG会 (1ヶ月あたり)
要支援者	1,500円	500円
事業対象者		